

令和 8 年

第 2 6 回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和 8 年 4 月 2 7 日（月）

伊勢原市農業委員会

第26回伊勢原市農業委員会総会議事録

- 1 開催日 令和8年4月27日（月）午前10時45分から11時10分まで
- 2 開催場所 伊勢原市役所 2C会議室
- 3 委員在任定数 9名
 - 1 梶 政博
 - 2 重田 千秋
 - 3 古屋 幸男
 - 4 今井 恵美子
 - 6 田中 真紀子
 - 7 麻生 伸一
 - 8 越水 一雄
 - 9 大木 克美
 - 10 鈴木 雅之
- 4 出席委員数 8名（その他、農地利用最適化推進委員11名出席）
- 5 欠席委員 梶 政博
- 6 署名委員 越水 一雄
大木 克美
- 7 議長 鈴木 雅之
- 8 事務局出席者 田中 則行
田伏 弘之
加藤 朝規
山田 直哉
岸 好夫
- 9 傍聴者 なし
- 10 審議事項
 - (1) 報告
 - 第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
 - 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
 - 第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 第6号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について
 - 第7号 農地造成工事届出書について
 - (2) 議案
 - 第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 第2号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請の承認について
- 11 審議内容 （開会 午前10時45分）

- [事務局] 在任定数9名、出席委員8名により定足数に達していることを報告します。
- [議長] 只今より第26回伊勢原市農業委員会総会を開催します。
本日の審議事項は、報告7件、議案2件の計9件となっております。
- [議長] 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。
報告第1号のとおり、伊勢原地区で1件、大山地区で1件、比々多地区で2件、大田地区で1件の計5件の届出について受理しました。
なお、第三者への斡旋希望がありませんでした。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
【 質問なし 】
無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、届出をすることとされています。
報告第2号のとおり、伊勢原地区で3件の届出について受理しました。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
【 質問なし 】
無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、届出をすることとされています。
報告第3号のとおり、伊勢原地区で2件、高部屋地区で1件、比々多地区で1件、成瀬地区で1件の計5件の届出について受理しました。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
【 質問なし 】
無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 農地の賃貸借を貸し手・借り手の合意により解約した場合は、農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約した旨の通知を農業委員会に行うこととされています。
報告第4号のとおり、5件の届出について受理しました。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。

報告第5号のとおり、伊勢原地区で1件、大田地区で3件、成瀬地区で1件の計5件の証明願いがありました。

報告第5号の1について、対象農地は小稲葉字谷堺に2筆の計2筆、証明面積は3, 712平方メートルです。

3月18日に事務局で現地調査を行い、水田の耕運管理を確認しています。

3月23日付けで専決処分により証明書を発行しました。

報告第5号の2について、対象農地は下谷字廣町に1筆、上平間字上郷に3筆、同字俵本前に4筆、同字上郷前に1筆、同字浮蓋3筆、同字入分に1筆、同字堤前に4筆、同字四反田に3筆、同字堤に4筆の計24筆、証明面積は11, 250平方メートルです。

4月3日に事務局で現地調査を行い、水田の耕運管理、露地野菜の作付けを確認しています。

4月7日付けで専決処分により証明書を発行しました。

報告第5号の3について、対象農地は下谷字前河内に2筆、同字高澤に19筆、同字神明に1筆、同字上中才に6筆、同字中才に2筆の計30筆、証明面積は17, 595平方メートルです。

4月3日に事務局で現地調査を行い、水田の耕運管理、露地野菜の作付けを確認しています。

4月7日付けで専決処分により証明書を発行しました。

報告第5号の4について、対象農地は板戸字浄泉寺4筆、証明面積は1, 813平方メートルです。

4月9日に事務局で現地調査を行い、露地野菜および果樹の作付けを確認しています。

4月10日付けで専決処分により証明書を発行しました。

報告第5号の5について、対象農地は高森七丁目に9筆、証明面積は2, 258平方メートルです。

4月9日に事務局で現地調査を行い、露地野菜および果樹の作付けを確認しています。

4月10日付けで専決処分により証明書を発行しました。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

- 無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第6号 引き続き特定貸付を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] この証明は、相続税納税猶予の特例の適用を受けている者で、対象農地のうち特定貸付けを行っている農地に対する3年ごとの証明です。
- 報告第6号のとおり、大田地区で3件の証明願がありました。
- 報告第6号の1について、対象農地は小稲葉字谷堺に2筆、証明面積は3,712平方メートルです。
- 3月18日に事務局で現地調査を行い、水田の耕耘管理を確認しました。
- 3月23日付けで専決処分にて証明書を発行しました。
- 報告第6号の2について、対象農地は下谷字廣町に1筆、上平間字浮蓋に3筆、同字入分に1筆、同字四反田に3筆、同字堤に4筆の計12筆、証明面積は7,137平方メートルです。
- 4月3日に事務局で現地調査を行い、水田の耕耘管理を確認しました。
- 4月7日付けで専決処分にて証明書を発行しました。
- 報告第6号の3について、対象農地は池端字東池田に1筆、同字五反地に3筆、沼目字砂田に4筆、同字澤尻に4筆の計12筆、証明面積は7,570平方メートルです。
- 2月12日に事務局で現地調査を行い、水田の耕耘管理を確認しました。
- 4月3日付けで専決処分にて証明書を発行しました。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
- 【 質問なし 】
- 無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第7号 農地造成工事届出書について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 報告第7号のとおり、伊勢原地区で1件の届出がありました。
- 報告第7号の1のとおり、届出地は池端字東池田の1筆で、造成面積は247平方メートルであり、盛土量は112立方メートルです。
- この水田は、近年水の抜けが悪い状態となり水稻用の大型機械が入らないため畑に転換します。
- 施工内容は、隣地から30センチメートルの離れを取り、29度の法面勾配により盛土高は最大0.50メートルとなります。
- 造成完了後は小松菜・里芋などの畑とします。

4月2日に事務局にて施工前の現地調査をしました。関係機関との事前相談については道路・水路管理担当と調整済みであり特に指摘事項が無いことを確認しています。

4月7日付けで専決処分により届出済書を発行しました。

工期は、令和8年4月15日から令和8年5月30日までです。

なお、届出地に一番近い委員により届出書に確認をして頂いています。工事完了時にはまた確認をお願いします。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、議案に移ります。

[議長] 議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業委員会の意見を求められます。

議案第1号のとおり、成瀬地区で1件の申請がありました。

議案第1号の1について、申請地は高森字竹ノ後の2筆、面積753平方メートルを資材置場として使用します。

北は畑、南と西は道路、東は水路です。

譲渡人は高森の方で、譲受人は綾瀬市の方です。権利関係は、所有権移転です。

譲受人は、飲食サービスを行っており、経営に使用する資材と車両の置場として申請地を転用します。

申請地の立地基準は、前面道路に上水道と公共下水道が敷設されており、また申請地から500メートル以内に公園や医療機関や教育施設が2つ以上有るため、第3種農地と判断されます。

一般基準及び個別基準について敷地は砂利敷きして西側以外は3メートルの鋼板で囲みます。周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]
(成瀬地区) 4月20日に地区担当にて代理人より説明を受け、現地確認しました。施設内での事業内容について確認をし、こちらからの注意事項として、接する道路に長時間車両を駐車しないことや、周辺の農業者と調和を保つことを確認し、規律を守ることを伝えました。問題ないものと考えます。

[議長] 審議に入ります。議案第1号の1について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第1号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長]

【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり許可相当とする」こととします。

[議長]

議案第2号、農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が農地中間管理事業の実施により、賃借権の設定等を行おうとするときは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、県農業会議が農用地利用集積等促進計画を定め、神奈川県知事の許可を受ける必要があります。

このことから、同法第18条第11項の規定に基づき、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、地域農業の実態を把握している農業委員会が県農業会議に対し、促進計画を定めるよう要請することができるものです。

議案第2号のとおり、農業委員会へ全12件の貸借の申し出がありました。

議案第2号の1から9までのとおり、高部屋地区で9件の提出があり、全てにおいて、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する全部効率要件等を満たしております。

議案第2号の10のとおり、比々多地区で1件の提出があり、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する全部効率要件等を満たしております。

議案第2号の11のとおり、成瀬地区で1件の提出があり、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する全部効率要件等を満たしております。

議案第2号の12のとおり、大田地区で1件の提出があり、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する全部効率要件等を満たしております。

また、今回の申出のうち計画区域内の農地の貸借については、伊勢原市長より「地域計画の達成に資する」という回答を得ています。

[議長]

審議に入ります。

議案第2号の1から12までについて、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

[議長]

【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

高部屋地区の議案第2号の1から9までについて、「原案のとおり要請する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、高部屋地区の議案第5号の1から9までについて、「原案のとおり要請する」こととします。

[議長] 比々多地区の議案第2号の10について、「原案のとおり要請する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、比々多地区の議案第2号の10について、「原案のとおり要請する」こととします。

[議長] 成瀬地区の議案第2号の11について、「原案のとおり要請する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、成瀬地区の議案第2号の11について、「原案のとおり要請する」こととします。

[議長] 大田地区の議案第2号の12について、「原案のとおり要請する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、大田地区の議案第2号の12について、「原案のとおり要請する」こととします。

[議長] すべての審議がおわりました。

以上を持ちまして、第26回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

(閉会 午前11時10分)